

預託等取引に関する法律施行令の改正について

令和 5 年 4 月
消費者庁取引対策課

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案における預託等取引に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 340 号。）の改正のうち、預託等取引に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号。以下「預託法」という。）第 28 条の規定に照らし諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 施行令の条項	法律の根拠規定	施行令の改正内容
第 2 条	預託法第 2 条第 2 項	第 2 条中で引用している「資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 8 項」が条ずれ（同条第 16 項に移動）することに伴うハネの措置

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容面に影響する改正ではなく、諮問・答申を行っても結論に変更の余地のない形式的な改正といえる。

したがって、従前同様、預託法第 28 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上